

既存住宅の省エネルギーの実施事例応募に関する質問・回答

(1) 募集要項

No.	頁	該当箇所	質問内容	回 答
1	1	2.募集対象	一事業者が、複数の実施事例を応募することは可能ですか。	応募可能です。
2	1	2.募集対象	一つの住宅で複数部位の省エネルギーフォーム（窓の断熱性能の向上と屋根の日射遮蔽性能の向上を実施した場合など）を行った場合には、部位ごとに別案件として応募することになりますか。	住宅ごとにまとめて、一事例として応募してください。
3	1	2.募集対象 (1)	募集対象のBの日射遮蔽性能の向上については、屋根（高反射率塗料による手法）とありますが、壁面に高反射率塗料を用いた場合には、対象外となりますか。	壁面に高反射率塗料を用いた場合は、「B 日射遮蔽性能の向上」の「その他」として応募してください。
4	1	2.募集対象 (1)	ルーバーやオーニングのような日照調整装置についても、日射遮蔽性能の向上に該当するものとして、募集対象になると考えてよいですか。	募集対象となります。「B 日射遮蔽性能の向上」の「その他」で応募してください。
5	2	2.募集対象	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成を受けた事例は、今回の募集対象となりますか。	募集対象となります。他に国、地方公共団体などの助成を受けた事例についても、応募可能です。
6	2	2.募集対象	既存サッシの内側に、新たにサッシを後付けして窓を二重化し、高機能ガラスを入れた事例は、募集対象となりますか。	断熱性能の向上を目的としたものであれば、「A 断熱性能の向上」の「窓」に該当するものとして、応募いただけます。
7	4	4.応募資格 (1)	応募資格に「工事を実施した事業者」とありますが、サッシや断熱材料等を扱う建材メーカーでも応募は可能ですか。	応募可能です。ただし、応募にあたっては、工事を実施した施工業者についても応募者としていただく必要があります。 応募用紙の記載方法については、本質問・回答の(2)応募用紙 No. 1を参照してください。

No.	頁	該当箇所	質問内容	回 答
8	4	4. 応募資格 (2)	応募資格について、単独で応募する場合には、あらかじめ関係者の了解を得るとありますが、関係者とはどの範囲をさしますか。	建築主（施主）が単独で応募する場合には、工事を実施した事業者の了解を得てください。また、工事を実施した事業者が単独で応募する場合には、建築主（施主）の了解を得てください。
9	4	4. 応募資格 (3)	東京都以外の地域の実施事例について、建材メーカーが施工業者と共に応募する際に、当該施工業者は東京都内での工事を実施することはできないが、別の事業者による工事が可能である場合には、応募資格があると判断してよいですか。	応募可能です。
10	5	9. 選定された事例の公表 (2)	選定された事例は、「事業者名及びリフォーム工事の概要等について」公表するとありますが、建築主の住所、氏名など個人情報に係るものについては、どのように扱われますか。	事例の公表にあたり、建築主の所在地の住所や氏名等の個人情報は、公表いたしません。

(2) 応募用紙

No.	頁	該当箇所	質問内容	回答
1	1	2. 応募者の概要	建材メーカーが施工業者と共に応募する場合、「応募者」の事業者欄と協力事業者欄には、どのように記載すればよろしいですか。	事業者欄に施工業者名を、協力事業者欄に建材メーカー名を記載してください。
2	2	3. 省エネルギーフォームの概要	「工事期間中の居住状況」についてですが、複数の対象部位について省エネルギーフォーム行った事例で、そのうち一部の工事においてのみ仮移転を必要とした場合の取扱いはどうなりますか。	一部の工事においてのみ仮移転を必要とした場合も、2ページの「工事期間中の居住状況」は「工事期間中は仮移転」とし、どの工事が仮移転対象だったかについては、上段の「省エネルギーフォームに用いた設計手法、工法の特徴」に個別に記載してください。
3	2	3. 省エネルギーフォームの概要	「リフォーム工事期間」について、断続的に間をあけてリフォーム工事を複数実施した場合、工事と工事の間の期間を除き、実際にリフォーム工事を行った期間の合計を記入すればよいですか。	その通りです。
4	2	3. 省エネルギーフォームの概要	「コンクール等実績」について、今回応募する住宅についてではなく、同様の工法を実施した他の住宅のリフォーム工事でも、受賞実績がある場合には記入してもよいですか。	記載していただいて結構です。その場合には、他の事例における受賞実績であることを明記してください。
5	5	6. 概算工事費、工期等	「工事面積」について、壁の断熱工事などの場合は、具体的にどのように記入すればよいですか。	部位ごとに、以下の数値を記入してください。 A 窓: サッシ部分も含めた窓の見付け面積 A 屋根又は天井: 断熱材を施工した部分の面積 A 壁: 断熱材を施工した部分の面積 A 床: 断熱材を施工した部分の面積 A ドア又は引き戸: 建具枠を含む見付け面積 A 土間床等の外周: 断熱材を施工した部分の面積 A その他: 東京都にご相談ください B 窓: サッシ部分も含めた窓の見付け面積 B 屋根(高反射率塗料): 塗料の塗布面積 B その他: 東京都にご相談ください

No.	頁	該当箇所	質問内容	回答
6	6	7. 図面等	図面等についてですが、改修前の図面や写真が、既に残っていないため、提出することができないのですが、このような場合、応募することはできないのでしょうか。	改修前後の状況がわかる図面等を提出していただくことが望ましいのですが、改修前の図面等がない場合には、省エネのためのリフォーム工事を行ったことがわかる改修後の写真等を添付してください。
7		付属シート	付属シートを用いて算定を行うことができない手法の場合、どのように応募すればよいですか。	付属シートで対応できない場合には、シート下段の根拠欄に、計算式やデータなどを明記してください。
8		付属シート	リフォームに併せて実施した高効率な設備・機器の導入などについては、応募用紙のその他を用いればよいですか。	リフォームに併せて、高効率な設備・機器の導入、耐震改修、バリアフリー化などの性能向上を図るためのリフォーム、増築等を実施する場合も応募対象となりますが、これら高効率な設備・機器の導入等については、審査の対象とならないため、応募用紙に記入する必要はありません。
9		付属シート	付属シートで、行の追加や行の削除を行いたい場合は、どのようにすればよいですか。	付属シートについて、行の追加や削除は計算式やリンクなどが壊れる可能性があるため、1シートで書ききれないような場合には、複数のシートを利用して、まとめてください。